

## 近畿地方ダム等管理フォローアップ委員会 第1回大滝ダムモニタリング部会 議事概要

開催日時：平成 24 年 10 月 10 日(水) 15:15 ～ 17:15

開催場所：OMMビル（大阪マーチャンダイズ・マート）2 F 会議室 5 号室

出席委員：5 名

### 1. 規約承認・部会長選任

- (1) 事務局より、資料「近畿地方ダム等管理フォローアップ委員会大滝ダムモニタリング部会 規約（案）」について説明がなされ、一部修正の上で了承された。
- (2) 事務局より、資料「近畿地方ダム等管理フォローアップ委員会大滝ダムモニタリング部会 公開の考え方（案）」について説明がなされ、了承された。
- (3) 本部会の部会長は、委員の互選により、京都大学防災研究所教授の角委員が選任された。

### 2. 議事

- (1) 事務局より、資料—1 により「事業の概要」、「これまでの環境調査の概要」について説明がなされた後、委員による審議がなされた。主な内容は、以下のとおりである。
  - ・ 「運用環境調査のまとめ」については、「大滝ダム運用環境調査委員会 第 10 回委員会」での審議結果に従って修正すること。
- (2) 事務局より、資料—1 により「モニタリング調査計画の検討」について説明がなされた後、委員による審議がなされた。主な内容は、以下のとおりである。
  - ・ 大滝ダムは平成 14 年度に堤体完成後、土砂が止まることによる下流河川への影響は始まっていること、直上流にダムがあることが他のダムとは違うということがポイントであることに留意して、調査、分析、評価を行う必要がある。
  - ・ 湛水・運用前に実施した調査と、モニタリング調査とで、調査の内容、頻度、時期等が変わるものに関しては、その考え方について、モニタリング（案）に記載しておくこと。
  - ・ モニタリング調査の予定期間の 3 年が経過すると、土地の改変等は一段落するが、河床変動や河床材料の変化等、影響が蓄積していくタイプの事象もある。平成 27 年度以降のフォローアップ調査の内容については、モニタリング調査結果を踏まえて改めて議論する必要がある。
  - ・ 調査対象項目に「ベースマップ（植物群落組成）」と記されているが、ベースマップ調査と植物群落調査は別の調査であるため、別項目として記述するべき。
- (3) 事務局より、次回の部会を平成 25 年の 5 月か 6 月頃を予定していることについて説明がなされ、了解された。

以上